

# ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パ ラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナ ウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シ ード）

平成29年10月11日（告示第1540号）新規追加

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）の3.4.5、3.4.7、3.4.10及び3.4.12.5に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品の液状不活化ワクチンについて同基準のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）の3.3.4の規定を準用して試験を行うものとする。